



中小企業の事業発展のため、何よりお客様の問題解決をワンストップで対応する事を事務所理念にしています。スタッフともどもほんの少し他の事務所よりサービスの量や質を上げる「ワンモアサービス」税務会計だけにとどまらずよろず相談書になれるよう幅広い分野の窓口になれるよう「ワンストップサービス」を合言葉に努力しています。 [サイトに戻る](#)

11月号

ナビゲーション



12月の税務

10月決算法人の確定申告 4月決算法人の中間申告

とうとう26年もあと少し12月は年末調整と個人の方の確定申告の時期でもあります。個人事業主の方で翌年より課税事業者となる場合の簡易課税か本則課税かの選択適用期限は12月中です。(休日があるならその前日)

年末調整については、扶養控除等申告書及び保険料控除申告書をセットの上従業員に配布したものを遅くとも12月中旬までには弊事務所までお渡し下さい。

また、平成26年11月より交通費非課税限度額の修正があり4月から適用となりました。年末調整で対応可能となっていますので該当者がいらっしゃいましたらご連絡下さい。

また年末調整に引き続き、市区町村への報告、支払調書及び支払調書合計表の提出、償却資産の申告についても1月末までとなっていますので書類をお渡しいただきますようお願い申し上げます。

個人事業主の方で節税のために経営セーフティ共済、または小規模企業共済 中小企業退職金共済に加入をご希望の方は当事務所に加入用紙等ございますのでご連絡下さい。

12月の労務

12月は賞与の季節 賞与を支払った5日以内に賞与支払届を提出しますので総括表に代表者印を押印のうえ当事務所へお渡し下さい。

労働基準法に基づく最低限の規定についての作成を承っています。

- 労働者名簿
- 賃金台帳
- 就業規則 給与規定
- 労働条件通知書 雇用契約書
- 育児・介護休業規程
- タイムカードなど労働時間管理
- 健康診断記録
- ハラスメント相談対応
- 社会保険加入
- 労働保険加入
- その他の規定
- 旅費規程
- 車両運用管理規定
- 高齢者再雇用規定
- パートタイム労働者就業規則

マイナンバー制度が導入されいよいよ来年平成27年10月に国民全員に12ケタのマイナンバーが付されます。28年1月からは税、社会保障、雇用保険、労働保険、年金などの今までつながりななかった横の情報が一元化されることとなります。

事務所近況情報

各種年末相談受付中です！

閉業、法人なり相談会

法人税は来年度より復興特別法人税がなくなり、減少傾向にありますが所得税は高額所得者を中心に給与所得控除の縮小が27年より予定されています。2年間の消費税対策として法人化のご相談も随時承っています。

相続・贈与・事業承継相談会

いよいよ来年より相続税が増税になります。贈与契約書の作成 事業承継のための株価評価サービスも受付しております。

資金繰り・事業計画・経営改善計画相談会

経営革新支援機関認定のため当事務所が事業計画作成、経営改善計画書などにより金融機関との新しい融資または条件変更等のご相談を承っております。

就業規則 規定作成相談会

助成金相談室

厚生労働省の補正予算 来年度予算の概算請求には正社員実現化プロジェクトなど若者の正社員雇用拡大については従来の4倍以上の多額の予算請求がされています。勤務地職務限定正社員制度導入やトライアル雇用奨励金の拡大を要望しています。新しい助成金の相談について

今月のお悩み相談

Q 税務調査の事前、受けるときの注意事項は？

A 事前：現金取引は非常によくみられます。現金売上の領収書と現金支払いの経費についてきちんととれなくあげることが肝心です。また外注扱いにしているものを給与認定されることも多いです。きちんと業務委託契約を交わし、給与課税されないよう相手先が申告していることを確認します。多額の支払の相手先を隠匿すると使途秘匿金課税で思いもよらぬペナルティとなるケースもあるので名前は控えておきましょう。

一番税務調査でやられては困るのが重加算にされることです。(二重帳簿、隠匿、虚偽記載 通謀による虚偽記載 意図的な集計違算、除外等) 追徴税額に35%の重加算がかけられるだけでなく、延滞税もさかのぼってつき、税務調査歴も悪くなるので気を付けましょう。

役員報酬に認定されるような経済的利益がかからないような取引が大事です。役員だけの旅行、役員だけの福利厚生などは役員報酬認定される可能性があります。また代表者兼株主の配偶者は役員でなくてもみなし役員となるので注意です。調査時の対応については、その場でわからないことは即答せず、余計な事をしゃべらず安易に妥協したり税務署が証拠とする質問票未書など安易に書かずに税理士に対応させましょう。

決算時にお金のかからない節税法は？

節税にはキャッシュ支払の伴うものと伴わないものがあります。

ほとんどの節税はキャッシュアウトを伴うのですが決算時にキャッシュアウトしないで経費化できるものをあげてみました。

回収できる可能性の少ない不良債権は内容証明等の書面で債権放棄を通知する

売上割戻算定基準が契約等により相手に明示されているものは未払計上可能

売上割戻を支給せず保証金として預かる

棚卸資産 季節商品など一定の者は評価損計上可能 または実際に廃棄

社会保険に未払計上（決算賞与の分は経常できない）

固定資産税は納付書が来ていれば未払計上可能

従業員給与の遅延後計上（役員報酬は不可）

固定資産でないもの除却損 未使用で今後使わないもの有姿除却

含み損のある資産の売却 処分

特別控除制度はすでに経費化したもので税金を減らしてくれるのでお勧めです。試験研究費の特別控除 給与等を増加した場合の所得拡大促進税制、雇用促進税制

税理士

**社会保険労務士・行政書士
林 敦子**

〒300-0835

茨城県土浦市大岩田9 3 1 - 1 3

TEL.029-886-4388

FAX.029-886-4389

税務・労務・許認可のワンストップ
事務所です。中小企業経営革新支援
機関認定事務所

お得な助成金や融資制度。

助成金・融資サポート

<http://tsuchiuratax.jp/jyoseikinn/>

社会保険にも調査があるの？

社会保険の統合調査は4年に1度、定期的に行われます

社会保険の調査は、年金事務所などで行われるもので、定期的に網羅的に行われます。

主な調査項目は、報酬月額などの適正かどうか

資格取得もれがないか

を確認するものです。

過去2年間の賃金台帳および直前6カ月の納付書は必ず必要になります。

また労働契約書等、労働者名簿、就業規則などを求められることもあります。その法人の所定労働時間、その従業員の所定労働時間を確認するためのものなのでなければそこで指摘されるものではありません。

取得漏れや算定基礎の間違い、月額変更漏れがみつかりとさかのぼって修正され思わぬ出費となります。

[このページの先頭へ](#)

[RETURN TO TOP](#)

copyright©2012 林税理士社労士事務所通信 all rights reserved.